<案>

鎌産第 614 号 平成23年 7月4日

鎌倉市農業振興協議会 会長 河野 英一 様

鎌倉市農業振興協議会 農業経営改善計画審査部会 部会長 安齊 清一

農業経営改善計画審査部会の結果について (報告)

農業経営改善計画認定申請の審査について、平成23年6月28日の農業経営改善計画 審査部会で審査したところ、農業経営基盤強化促進法第12条及び農業経営基盤強化促 進法施行規則第14条の基準に適合していることから、申請を了承したことを報告いた します。

なお、提出された計画について委員からの意見等は別紙のとおりです。

株式会社鎌倉リーフの農業経営改善計画申請に対する 農業経営改善計画審査部会での各委員の意見等について

【委員意見等】

●●委員

・新規就農者が出てくることは、とても有り難いことだと思う。認定申請書を見た感じでは、しっかり将来を見据えていると思う。

●●委員

・昨年法人設立で、代表取締役は、その前に3年間農業研修を受けているということだが、全く新規の就農者なのか。

(新規就農者である。)

・計画内容を見ると、平成28年にはそれなりの計画が立てられているが、現状として、 今は収入が無いのでは。経営的に成り立ってくるまでに、ある程度手持ちの資金がない とやっていけないと思うが、収入、資金面については、大丈夫なのか。

(大船での飲食店経営や加工、販売を行っている。新たな加工場を建築相談中である。)

●●委員

・認定農業者になるということは、知る限りでは、融資を受けるために農業経営改善計画申請書を提出したということのように思えるが、その辺りはどうか。

(申請理由は、それだけでは無く、5年後を見据えて、地域の皆さんに認めてもらいたいということである。そのためには、認定農業者であることで受けられる資金援助を利用して農業経営をしていきたいとのこと。)

- ・年間農業所得が所得であるとするととても多い金額であるが、これは販売金額なのか。 (欄外に※で、年間所得の目標は、農産物の加工による収益及び地域農業者から集荷した農産物による収益も含むと記載有り)
- ・役員の中に、現役の農業委員が2人も入っている。2人とも現役でありながらこのように会社の役員になるということは、将来的に遊休農地の解消を自分たちでやっていこうということなのか。

(農業委員会で、農業者、農業団体、市と連携し、遊休農地解消対策を実施しているが、 たまたま農業委員が会社役員になっただけである。)

●●委員

- ・③「生産方式の合理化に関する目標」のうち、「作目・部門別合理化の方法」の施設野菜の目標(28年)が、「水耕栽培等の検討」とあるが、目標なのだから、「検討」を省いた方が良い。
- ・若い方を4人も雇うのは、大変ではないか。

●●委員

・「自らが農産物を流通させ」とあるが、それはどのような形で自らが流通されるのか。 (関谷に加工場建設を相談している。その場所に関谷の人のための小さな直売の場を設け売りたいとのこと。また、都内などで「マルシェ」というイベントで鎌倉産をPRしながら販売している。農家の皆さんから野菜を預かり、販売していきたいとのこと。)

●●委員

- ・販路について、現状作付けされている野菜は、すべてカット野菜に回るということか。
- ・現在16aが作付けしていないということは、現状ではまだ出荷はしていないのか。
- ・野菜を大量に作付けして、市場などに出荷するという経営ではないということか。 (市場などへの出荷しているようなことは聞いていません。東京スカイツリーの中に鎌倉野菜の販売ブースが出来る予定で、そこでの販売が予定されている。利用集積場所は、

まだ作付していない。関谷1532-1、1532-2については、作業を始めている。)

・遊休農地にも手を広げていくということが謳われている、本来であれば農協が考えていかなければいけないことである。このようにやって頂けるのであれば、遊休農地の解消につながるということではいいのかなと思う。

<部会長のまとめ>

・この農業経営改善計画認定書について、農業経営基盤強化促進法第12条と、農業経営基盤強化促進法施行規則第14条の規準に基づいてご審議いただいた。多少の修正部分はあるが、とりあえずこの要件については適合しているということである。修正部分は、申請者に対して事務局の方から伝えていただきたい。

この申請を了承して良いか。異議なし。